

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月5日(木)午後1時30分から午後3時5分

2. 開催場所 役場1階第2会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員(1人) 宇治 元一

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 下限面積の設定について

議案第3号 非農地の承認について

報告事項

(1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季 中澤 貴子

8. 会議の概要

<宮島推進委員>

会議の前にすみません。先日の母の葬儀に農業委員会よりお香典をいただき、感謝とお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

(開会)

<新村職務代理>

ただいまから9月の辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

こんにちは。今年は雨が多くて災害等が発生しておるわけですが、この辰野は災害もなく、田んぼも刈り取りが進んでいるということで、そばも順調に生育がされています。台風がこないことを願ひまして、農業委員会を開催いたします。ご苦労様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

3番の瀬戸委員さんと4番の原委員さん、よろしく願いいたします。

<赤羽事務局長>

議事に入ります。議長につきましては、会長よろしく願ひします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく願ひします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字林下…番…、地目は田、面積 629 m²、および
大字伊那富字原田…番、地目は田、面積 1399 m²、および
大字伊那富字下原…番…、地目は田、面積 1075 m²、および
大字伊那富字下原…番…、地目は畑、面積 322 m²、および
大字伊那富字原田…番…、地目は田、面積 431 m²を、
辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

譲受人のBさんは以前から申請地を借り受け耕作しておりましたが、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は 118 アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

譲渡人のAさんが高齢になりまして、農業が継続できないということで、以前より遠藤さんをお願いしていたわけですが、このたび所有権を移転して継続してもらおうということで話し合いがまとまりまして、今回の場所を移転となりました。現地を小澤委員、私、行政書士と確認しましたが、問題点ございません。現状作られている内容で継続ということで、問題ないと思われまます。以上です。

<福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございますが、こちらは空き家に付随する農地を3条で所有権の移転をする議案となります。空き家に付随する農地については、要件を満たせば下限面積を下げたうえで、所有権の移転が可能になりますので、先にこの件について事務局よりご説明いたします。

(事務局より別紙にて説明)

それでは2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

静岡県三島市寿町…番…にお住まいのCさんおよび

千葉県船橋市松が丘…丁目…番…にお住まいのDさんおよび

千葉県習志野市谷津三…目…番…にお住まいのEさんおよび

千葉県美浜区真砂…丁目…番…Fさんが共同で所有いたします、大字平出…番地…、地目は畑、面積 293 m²を、

辰野町大字平出…番地…にお住まいのGさんが取得するものです。

こちらは、平成30年11月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のGさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は2.93aで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村代理>

この件につきましては、8月15日にH不動産のIさんと、古村さん、私の3人で確認しました。説明がありましたように、空き家に付随した農地ということで、国土調査済みでして、今回調査士によって杭打ちがあらためて行われていましたので、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～5番朗読】

<唐澤事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は 3 ページを、配置図は 4 ページをご覧ください。また、こちらは同一議案に対し譲渡人が複数いますので、それぞれの譲渡人別にご説明させていただきます。議案の明細も合わせてご覧ください。

(1) 大字伊那富…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字平蔵…番、地目は田、面積 693 m²および

大字伊那富字平蔵…番、地目は田、面積 1003 m²

(2) 次の土地の名義亡^{そうぞくざいさん}B相続財産となっており、長野家庭裁判所伊那支部にてその相続財産管理人が選任されておりますので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。

伊那市西町…番地…にお住まいの弁護士Cさんが相続財産管理人となっております、

大字伊那富字平蔵…番、地目は田、面積 526 m²および

大字伊那富字平蔵…番、地目は田、面積 610 m²

(3) 大字伊那富…番地…にお住まいのDさんが所有いたします、

大字伊那富字平蔵…番…、地目は田、面積 6.61 m²

(4) 中央…番地…に所在します有限会社Eが所有いたします、

大字伊那富字平蔵…番…、地目は田、面積 31 m²

以上 6 筆、計 2869.61 m²を、

駒ヶ根市赤穂…番地…に所在します株式会社Fが取得し、宅地分譲用地とするための申請でございます。

譲受人の株式会社Fは、宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、環境もよく交通の利便性の良い申請地を宅地分譲用地として買い受け、8 区画の宅地分譲地を新設したい計画であります。

また、(4) につきましては計画変更も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者の有限会社Eは、宅地分譲用地として平成 27 年に 5 条の許可を受け申請地を取得しましたが、計画変更をし、今回の宅地分譲用地への進入路として売却することとなりました。

申請地は第 2 種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

小澤委員、Fさんと関係地を確認しております。この部分は農地として残されておりますけれど、この一体の周りは既に全て宅地になっております。ですので、奇跡的に残っていたなというような感じがします。説明があったように、所有者が何人もいらっしゃり、既に亡くなった方もいらっしゃるということで、なかなかまとまらなかったと聞いておりますが、所有者の意向もありまして、宅地として販売したいということで話がまとまって今回現地を確認しました。いずれも区画はきちんと区分されていますし、杭もあって周りの農地等へも全く問題ありません。進入路が不安な部分がありましたが、Eの持っていた部分を道路として使えますので、進入路も問題ないということで今回の意見については妥当だなと思われま

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

岡谷市山下町…丁目…番…にお住まいのGさんが所有いたします、

大字伊那富字荻原^{おぎはら}…番、地目は田、面積617㎡を

岡谷市長地御所^{おさちごしよ}…丁目…番…にお住まいのHさん、Iさんが共同で取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲受人のH・Iさんは、現在町外のアパートに家族で生活していますが、手狭になったため、住宅を新築したい計画であります。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のJさんは、住宅を新築するため平成12年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、お亡くなりになったため事業が施工できず、相続人であるGさんも事情により計画を断念しております。今回は継承者であるH・Iさんが申請地を取得し住宅を建築したい計画であります。

申請地はJR羽場駅から概ね300m以内の農地法第5条第2項第1号口の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。こちらは西天竜土地改良区からの同

意書も添付されておりました。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

8月10日に福島会長と私とで現地を確認しております。こちらについては地図でもわかりますように、全て住宅に囲まれた空き地でございます。町道、上下水道等についても問題ありませんでした。以上です。よろしくご審議お願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は戻りまして5ページを、配置図は7ページをご覧ください。

千葉県流山市加^{ながれやまし}か…丁目…番地…にお住まいのKさんおよび

東京都江戸川区西葛西^{にしがさい}…丁目…にお住まいのLさん

が共同で所有いたします、

大字伊那富^{おぎはら}字荻原…番、地目は田、面積 467 m²を、

大字伊那富…番地…にお住まいのMさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人のKさんとLさんは遠方にお住まいで、耕作予定もないことから農地の有効活用を考えておりました。

譲受人のMさんは現在申請地に隣接する住宅に両親と同居していますが、将来を考え自己の住宅を新築したい計画です。

申請地は JR 羽場駅から概ね 300m以内の農地法第5条第2項第 1 号口の第 3 種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。こちらは農振農用地でしたが令和元年 7 月 24 日に農振除外の公告が済んでおり、また西天竜土地改良区からの同意書も添付されておりました。

この件につきましては、平成 30 年に申請があった際、有賀前会長と福島会長に意見書をいただいておりますが、不備があったため今回あらためての提出となりました。

現在の状況については当時と変更がないということで福島会長より同意を得ておりますので、当時の意見書をそのまま使わせていただきます。

<福島会長>

北側にあるのが第1級河川で、そのすぐ横に町道が通っています。境もしっかり入っておりますし、上下水道も埋設されております。内容は説明のとおりですので、よろしくお願ひします。この件について質問ご意見等ありましたらお願ひします。無いようですので賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

千葉県やちまたしおおやる八街市大谷流…番地…にお住まいのNさんが所有いたします、大字伊那富字滝洞口…番…、地目は畑、面積 181 m²を、岡山県岡山市北区今…丁目…番…に所在します株式会社Oが取得し、駐車場にするための申請であります。

譲渡人のNさんは遠方にお住まいで、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のOは、6月に農業委員会で審議、許可されました、今回の申請地の隣地に新設する太陽光発電施設の施工、保守業者であります。今後設備点検等の際の駐車スペースとして、4台分の駐車場を新設したい計画であります。許可済みの太陽光発電施設用地と併せた全体面積は1446 m²となります。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

9ページの地図にあるとおり、6月に太陽光パネル設置で許可いただいた土地に隣接している荒地であります。駐車場として使ってほしいということで、所有者からOへ依頼があったということで、今回の所有権移転ということになりました。現状全く使われていない農地で、太陽光パネルを設置した場合の駐車場として必要な土地でありますので、今回の所有権の移転についてはやむを得ない。周りの農地への影響についても問題はないと考えております。よろしくお願ひします。

<福島会長>

今の件について質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第 2 号、農地法第 3 条 2 項第 5 号の規定による下限面積の設定について】

<唐澤事務局次長>

事務局より先に説明のありました、空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を 1 アールとする申し出であります。地図は 10 ページをご覧ください。

農地法施行規則第 17 条 2 項の適用につきまして、新たに下限面積 1 アールを設定する区域は辰野町大字樋口…番…です。詳細は議案書のとおりですが、申請地は空き家バンクに登録した物件に隣接する農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに 1 筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員に現地をご確認いただいております。

<宮島推進委員>

場所的にはとても良い所ですし、土地も空き地にするよりも樋口耕地としては是非入ってもらいたいという希望があります。

<福島会長>

この件につきましてご質問ありますか？無ければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第 3 号、非農地の承認について】

<唐澤事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。地図は 11 ページをご覧ください。

今回は、大字伊那富…番地にお住まいのAさん所有の
大字伊那富…番地、地目は畑、面積 278 m²について申請がありました。

申請人は相続にて申請農地を取得しましたが、前々所有者が昭和 49 年に相続にて取得した時点ですでに駐車場として利用されていたことから、耕作放棄後 20 年以上経過しており、農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性も

ないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員に現地をご確認いただいております。

<野澤洋光推進委員>

8月28日に小澤委員と私とB不動産と確認をしております。この…番地の隣の宅地は空き家バンクに登録されており、このたび買っていただける方があったということで、確認をしたら、ここが農地の扱いになっていたということがございまして、今説明があったように、住宅を建築したときに駐車スペースとして既に利用しており、農地ではなくなっていたんですが、帳簿上は農地で残っていたということで今回非農地であることを確認してくださいということでした。固定資産税等は農地でなくなっておりますし、何かの事情で残っていたものだと思いますので、非農地の証明は妥当だと思われます。よろしくをお願いします。

<福島会長>

この件につきましてご質問ありますか？無ければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項です。議案書の11ページをご覧ください。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが、3件議案書の通りであります。

報告事項は以上でございます。

<福島会長>

以上で議事を終わりたいと思います。

その他 (事務局 小松)

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出及び記入方法案内チラシの配布について

→総会終了後に提出してください。(案内チラシの説明)

○第4回長野県農業委員会大会における要請等決議の検討について
→要請なければ無しで提出

○長野県選出国會議員との地区別農政懇談会の課題提出について
→別紙資料参照、課題があれば事務局へ9月20日までに提出

○人・農地プラン実施化推進研修会について
→農業会議より総会にあわせて人・農地プランの研修会に出向いて行っていただける
とのこと。11月総会以降で計画したい。

○全国農業新聞の委員皆購読の依頼について
→未購読の委員さんたちは是非購読をお願いしたい。
委員7名中5名、推進委員7名中1名未購読

○第5回えごま栽培作業(収穫)について(古村推進委員)
昨年より若干遅れ気味。収穫作業は10月過ぎになる予定。
収穫作業後、上島大庭JAの育苗ハウスに持ち込んで作業。
(予約は唐澤事務局次長が手配)
1週間～10日程乾燥→脱穀→唐箕でゴミをとる→乾燥→水洗い(3回ほど)
→脱水→保管(竜東出張所の乾燥機を使って乾燥)→搾油や実の活用
収穫講習会を9月末に開催予定なので、希望者は参加してください。
総会終了後、ご都合のつく方は是非圃場に行ってみてください。

○市町村会長会・情報事業推進地区別研修会について
9月6日(金)13時30分～ 会長、唐澤事務局次長出席

○農業者年金加入推進特別研修会
9月20日(金)10時30分～ 新村代理、根橋委員、野澤(典)委員、事務局出席

○北部3町村農業委員会交流会(別紙参照)
10月7日(月)14時～ 全員、事務局出席

○第4回長野県農業委員会大会(別紙参照)
11月11日(月)13時～ 全員、事務局出席
9月20日までに欠席の方は連絡お願いしたい。

○次回委員会総会開催日:10月7日(月) 午前9時30分から 役場第2会議室
終了後北部3町村農業委員会交流会へ

○農業委員会オリジナルジャンパー&ポロシャツ作成の提案(一ノ瀬委員)

別紙提案書参照

- ・ポロシャツ(半そで)とジャンパー(通年)で提案したい。
- ・背中に土真ん中のロゴ、胸にぴっかりちゃん、袖に名前、おしゃれなもの
- ・委員を辞めてからも着れるようなデザインで
- ・町でも補助ができないか
- ・帽子もあればいい。かぶりたいと思えるような帽子がいい。
- ・現行の緑の帽子はいまいち
- ・8000円以下で作れるよう考えたい

<赤羽事務局長>

慎重審議ありがとうございました。

8月の総会の際にお伝えしました豚コレラの件で、7月29日に捕獲したイノシシから陽性反応が出たということで8月2日の新聞、町HP、告知システムにて町民に状況と、死んだイノシシには触らないようにということについて報告しました。

現在辰野町では8頭のイノシシから陽性が検出されている。全体では7月21日木曾村での発見以降、辰野の事務局へ報告のあった頭数は26頭。その内の8頭が陽性反応があった。なかには、既に死亡後の白骨化、腐敗化で検体のとれなかったものもあるが、26頭の報告を受け、対応している。今後は、県からの正式なマスコミ発表はないが、豚のコレラへの拡大を防ぐため、野生イノシシから守りたいということでお金をかけて予算化をしている。辰野町については積極捕獲ということが示されており、小野・川島・小横川は谷上のラインに330のわなを仕掛けてほしいということで、猟友会に協力をしてもらうようになる。前回の総会時に、根橋委員から拡大を防ぐ意味でこの事態に啓発をとということで、山林に入った際の汚れを落とさせていただいて万全な体制をとということについてもお願いをしているところであります。感染が養豚のほうへ広がらないようなことを我々も手立てとして考えていかなければならないと考えています。県も辰野から塩尻にある養豚場へのウイルス進入を防ぐため、国道153号線上に経口液をまくという計画をしているが、流れた水が用水路に入って無農薬栽培をしている農家に入るといふこともあるので、今のところ中断をしている。今後県もいろいろな手立てを考えてくるなかで、町にも330のわな以外に、小野の保安林のイノシシの往来をできるだけ防ぐ意味で緩衝帯を作るような戦局を計画したいということです。いつ終息

するかわからないという状況です。県では 8 年とも 10 年とも言っている状況です。農業委員の皆さんにお願いするものでもありませんけれど、地域でそういう声も聞こえたら長丁場になるということを承知していただきたい。これだけのご理解していただきたいのは、決して豚コレラは人間には感染するものではないということだけ言っていただいて、あまり過敏になって行動されないようお願いしたい。山に入って山林内でのイノシシの死骸があれば、検体はとれないのでそのまま石灰をまくなどして埋めるようにする。農地や道路にあるものについては曜日に関係なく当然回収をして埋める対応をしていく。

<根橋推進委員>

人体に影響ないと言われていてもやはり不安。消毒の件ですが、これからきのこ狩り等で山に入るようになると、きのこ山は結構イノシシが走り回っているので、それを人間が運んできて広がるという記事を新聞で読みました。泥を落とせということはわかりますし、できることなら消毒をしてほしいというんだけど、何で消毒したらいいかということは、県も教えてくれない。石灰がいいとか具体的に消毒液を指示してくれて、どう消毒すればいいかということを専門的に明確にしてほしい。

<赤羽事務局長>

役場の人間も山に入るので、県からは消毒液だと渡されているが、そういったものかわからない。その部分については町で準備できるのか、家畜保健所かどこで用意できるかわからないが、県の今後の動向で、HP にもわかりやすく掲載させていただきたい。

<中村委員>

8 頭の内訳はわからない？

<赤羽事務局長>

小野が 7 頭で、川島が 1 頭です。ただ、検体でとれないものは最近川島で増えだしましたので、南下しているかなと考えられます。

<根橋推進委員>

イノシシは人目につく所で死んでいるということはないので、たぶん死んでいるのは豚コレラにかかっていると思われる。絶対触らないように。

<赤羽事務局長>

とはいっても、道で死んでいる場合は役場に通報して職員が向かっても 30 分はか

かってしまう。交通渋滞のもとになるので、できれば移動させて、あとで消毒をしてもらえば助かる。

(閉会)

< 新村職務代理 >

農地パトロールも始まりましたし、委員会の会服の件も持ち上がりました。慎重にご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印